

新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務の名称
新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務
- (2) 業務の内容
新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 業務期間
契約締結日から令和9年3月25日まで
- (4) 予算額
金38,000,000円（消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額」という。）を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。
 - ア 「その他の委託等」の「健康診断・医療サービス」
 - イ 「その他の委託等」の「その他」なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年5月13日（水）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。
- (4) 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書（以下「提案書」という。）の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
なお、鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業者を有する者（以下「県内企業」という。）であるかは問わないが、県内企業の場合は6の審査会の評価において加点する。

3 参加申込及び提案書の提出

- (1) 参加申込
 - ア 提出書類
参加申込書（様式第1号） 1部
個人情報の管理に係る申告書（様式第2号） 1部
 - イ 提出方法
持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法によること。
なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。
 - ウ 提出期間及び時間
令和8年4月30日（木）から同年5月21日（木）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年5月21日（木）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。
 - エ 提出場所

4 (1) の場所に同じ。

オ 参加辞退

プロポーザル参加申込書を提出した後、辞退する場合は辞退届を提出すること。(様式は任意)

(2) 質問

ア 実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合には、質問内容を明確に記載し(様式自由)、4 (1) の場所に令和8年5月14日(木)午後5時15分までにファクシミリ又は電子メールで送信すること。

イ 質問及びその回答は、医療政策課ホームページに令和8年5月19日(火)までに掲載する。

(3) 提案書等の提出

ア 提出書類(A4版(必要に応じてA3版も可)とし、枚数・様式は自由とする。)

①企画提案書(様式第3号)

②仕様書に基づいた具体的な調査・分析等の提案内容

③会社概要及び事業実績(様式第4号)

④見積書

経費の明細を算出し、その経費(内訳を含む)を記載すること。また、消費税額を含めた見積金額とすること(消費税不課税、非課税のものを除く。)。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

イ 提出部数

正本1部、副本9部

ウ 提出方法

持参又は郵送によること。(ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。)

なお、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

エ 提出期間及び時間

令和8年4月30日(木)から同年5月28日(木)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年5月28日(木)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

オ 提出場所

4 (1) の場所に同じ。

4 書類の提出先及び問い合わせ先

(1) 公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課医療政策担当

電話 0857-26-7207

ファクシミリ 0857-21-3048

電子メール iryouseisakutantou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

5 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和8年6月上旬から中旬の間(予定)

(2) 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁会議室(予定)

(3) 条件

開催時間の10分前までに受付をすること。

プレゼンテーションは一案につき20分以内（厳守）、質疑応答10分程度を予定。

(4) その他

正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合には、別途参加表明者に通知する。

6 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務委託プロポーザル審査会）

(2) 構成人数

7名以内

(3) 評価方法等

別紙「新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務委託プロポーザル評価要領」（以下「プロポーザル評価要領」という。）のとおりとする。

7 審査結果の通知、公表

選定結果及び審査結果（点数及び順位）は、提案者全員に文書で通知する。その他の審査結果の公表方法は審査会の決定に基づいて行う。

8 契約の締結

審査会により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

9 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格を満たさない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 情報公開の取扱い

提案書等は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県令第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断で本件プロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するとき

は、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（提案者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、提案者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであり、知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（6）その他

審査員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

11 全体スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| （1）4月30日（木） | プロポーザル公募公告 |
| （2）5月14日（木） | 質問事項の締切り |
| （3）5月19日（火） | 質問に対する回答をホームページへ掲載（予定） |
| （4）5月21日（木） | 参加申込書提出期限 |
| （5）5月28日（木） | 提案書の提出締切 |
| （6）6月上旬から中旬の間（予定） | 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） |
| （7）6月中旬から下旬の間（予定） | 審査結果の通知 |
| （8）6月中旬から下旬の間（予定） | 契約締結等の協議及び見積依頼 |
| （9）6月下旬以降 | 契約締結 |